

香川県報



第 21 号

平成 16 年

3月16日(火曜日)

告 示

香川県告示第百六十三号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十六年三月十七日から編入する旨、満濃町長から届出があった。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
仲多度郡満濃町大字吉野字大谷	仲多度郡満濃町大字吉野字西高屋原四三二一の二、四三二一の五、四三二一の六、四三二一の二一

香川県告示第百六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 母體の概要

(1) 母體者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市番町四丁目1番10号

香川県知事 真 鍋 武 紀

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡土庄町澁崎甲2079-5

香川県小豆合同庁舎

(3) 特定施設に関する事項

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示
字の区域に編入する旨の届出
（自治振興課） 一

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
（環境管理課）

（道路保全課）

三

公 告

●車両制限令の規定に基づく道路の指定等
（情報政策課） 五

一般競争入札の実施
（労働政策課） 六

争議行為を行う旨の通知（二件）
（土地改良課） 七

土地改良事業計画変更の同意
（ ） 八

県営土地改良事業計画に係る特別減歩換地の指定
（ ） 一〇

県営土地改良事業計画に係る不換地指定
（ ） 〇

県営土地改良事業に係る異種目換地の指定
（ ） 〇

土地改良事業に係る換地処分届出
（ ） 〇

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出
（ ） 一一

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
（ ） 一一

政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出
（ ） 一一

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出
（ ） 一一

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出
（ ） 一一

政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出
（ ） 一一

種 類	力	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置される洗浄施設		
			項目	通 常
能 力	流し台	0.058 m ³	1 基	5.8~8.6
	流し台	0.119 m ³	1 基	5.8~8.6
	流し台	0.051 m ³	1 基	5.8~8.6
	流し台	0.060 m ³	1 基	5.8~8.6
	流し台	0.119 m ³	1 基	5.8~8.6
	流し台	0.019 m ³	1 基	5.8~8.6
	流し台	0.075 m ³	1 基	5.8~8.6
	流し台	0.149 m ³	1 基	5.8~8.6
	流し台	0.080 m ³	1 基	5.8~8.6
	工事着手予定年月日	既設		
工事完成予定年月日	既設			
使用開始予定年月日	許可後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分から17時30分、8時間使用。			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大	
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30	
	浮遊物質 (mg/ℓ)	10	20	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	40	50	
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	5	
	大腸菌群数 (個/cml)	0	3,000	
	六価クロム化合物 (mg/ℓ)	0.01未済	0.01未済	
	鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	0.01未済	0.01未済	
	ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	1未済	1未済	

(4) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	変 更 前		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
アンモニア、アンモニア化合物、硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)			1未済		1未済
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	の計		5		6
その他参考となるべき事項 有害物質含有廃液は容器に回収し、適正に処理する。					
区 分	第 1 排 水 口				
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10	5	10	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30	20	30	
浮遊物質 (mg/ℓ)	10	20	10	20	
窒素含有量 (mg/ℓ)	40	50	40	50	
りん含有量 (mg/ℓ)	3	5	3	5	
大腸菌群数 (個/cml)	0	3,000	0	3,000	
六価クロム化合物 (mg/ℓ)	-	-	0.01未済	0.01未済	
鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	-	-	0.01未済	0.01未済	
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	-	-	1未済	1未済	
アンモニア、アンモニア化合物、硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	-	-	1未済	1未済	
排 出 水 の 量 (m ³ /日)	57	63	12	69	

第2~5排水口は、雨水専用

(備考) 今回の申請は、香川県小豆保健所と香川県小豆合同庁舎の統合に伴う特定施設の新規設置許可申請であり、承継前後の汚濁負荷量に特段の変化はない。

なお、第1排水口において、試験研究排水(通常 $5 \text{ m}^3/\text{日}$ 、最大 $6 \text{ m}^3/\text{日}$)とともに、合併処理浄化槽(250人槽)排水(通常 $7 \text{ m}^3/\text{日}$ 、最大 $83 \text{ m}^3/\text{日}$)が排出される。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成16年3月16日から
平成16年4月6日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
土田町生活人権課

香川県告示第六十五号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三メートルを超え四メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十六年三月十六日から同年四月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真鍋武紀

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道百九十三号	高松市上天神町五二九番五地先から 香川郡香南町岡一六一番一地先まで
	香川郡香南町岩崎六七番一地先から 木田郡三木町奥山二一一番一地先まで
一般国道三百七十七号	香川郡香川町鮎滝一九九七番一地先から 綾歌郡綾歌町栗熊東東渡池一一四二番地先まで

一般国道四百三十八号	仲多度郡仲南町十郷買田五〇八番三地从りから 観音寺市原町七五九番地先まで
主要地方道(五号)観音寺池田線	綾歌郡綾歌町岡田下中央五四四番四地从りから 仲多度郡満濃町長尾東佐岡一四七一番地先まで 観音寺市本大町一六三六番一地从りから 観音寺市本大町一〇四二番六地先まで
主要地方道(十号)高松長尾大内線	高松市松島町七番一地从りから 高松市上福岡町六五六番二地先まで 高松市木太町一三番一地从りから 高松市木太町一五七七番地先まで
主要地方道(十二号)三木国分寺線	高松市中間町四七八番四地从りから 高松市中間町五五八番一地从りまで
主要地方道(十三号)三木綾南線	香川郡香川町川東下三三四番四地从りから 綾歌郡綾南町畑田南原二六七番一地从りまで
主要地方道(十六号)高松王越坂出線	高松市茜町七九二番一地从りから 高松市郷東町四七〇番二地先まで 坂出市林田町四七七番一地从りから 坂出市林田町二〇九番三地从りまで
主要地方道(十九号)坂出港線	坂出市入船町一丁目六番一四地先から 坂出市入船町一丁目四番九地先まで
主要地方道(二十一号)丸亀詫間豊浜線	丸亀市港町三〇七番一六地先から 丸亀市新浜町一丁目八〇三番七三地从りまで 丸亀市昭和町一〇三番三地从りから 仲多度郡多度津町東港町一三番三地从りまで
主要地方道(二十三号)詫間琴平線	三豊郡詫間町松崎二七八〇番三三三地从りから 三豊郡詫間町の場六七八四番二地先まで 三豊郡詫間町の場六七八四番二地先から 仲多度郡仲南町佐文中央六八七番一地从りまで
	高松市西宝町一丁目六一六番一地从りから 坂出市府中町九七番一地从りまで

主要地方道(三十三号) 高松善通寺線	丸亀市原田町東三分一三二八番一地从先から 善通寺市原田町一五七八番一地从先まで 善通寺市稲木町一二七〇番一地从先まで
主要地方道(三十五号) 豊中三野線	三豊郡豊中町笠田笠岡二二五八番一地从先から 三豊郡三野町吉津乙二二三九番一地从先まで
主要地方道(四十三号) 中徳三谷高松線	高松市林田町二〇三六番一地从先から 高松市木太町一五四九番五地从先まで
主要地方道(四十四号) 円座香南線	香川郡香南町岡一六一番一地从先から 香川郡香南町岩崎六七番一地从先まで
主要地方道(四十五号) 高松空港線	香川郡香南町由佐三六四六番四地从先から 香川郡香南町岡三六四番一地从先まで
一般県道(百三十六号) 志度小田津田線	さぬき市志度一八八三番一地从先から さぬき市志度二二四番一地从先まで
一般県道(百五十五号) 牟礼中新線	高松市春日町一三八三番一地从先から 高松市春日町一五二五番一地从先まで
一般県道(百五十七号) 高松東港線	高松市朝日町五三六番一地从先から 高松市松島町一番一地从先まで
一般県道(百七十三号) 高松停車場栗林公園線	高松市西内町二番一地从先から 高松市西内町三番一地从先まで
一般県道(百七十五号) 衣掛郷東線	高松市鶴市町二〇一四番五地从先から 高松市郷東町三番一地从先まで
一般県道(百七十六号) 檀紙鶴市線	高松市檀紙町一五二三番五地从先から 高松市鶴市町二〇三三番一地从先まで
一般県道(百七十八号) 山崎御殿線	高松市中間町四一七番一五地从先から 高松市檀紙町一五九六番一地从先まで
一般県道(百八十六号) 大屋富築港宇多津線	坂出市林田町三五一七番一地从先から 綾歌郡宇多津町平山二六二八番五二七地从先まで
	坂出市林田町港二区四二八五番一地从先から 坂出市林田町三五一七番一地从先まで

一般県道(百八十七号) 林田府中線	坂出市林田町三一〇二番一地从先から 坂出市林田町四七七番一地从先まで
一般県道(百九十二号) 瀬尾坂出港線	坂出市林田町二〇九番三地从先から 坂出市加茂町六五八番五地从先まで
一般県道(百九十七号) 財田満濃線	坂出市西大浜北一丁目三番四地从先から 坂出市築港町二丁目五番三三三地从先まで
一般県道(二百号) 満濃善通寺線	仲多度郡満濃町真野池下三〇番五地从先から 仲多度郡満濃町長尾東佐岡一四七一番一地从先まで
一般県道(二百三十一号) 詫間仁尾線	仲多度郡満濃町真野池下三〇番五地从先から 仲多度郡満濃町神野神野山四五番三地从先まで
一般県道(二百三十七号) 黒淵本大線	三豊郡詫間町詫間六七八二番八地从先から 三豊郡詫間町浜田六八二番一地从先まで
一般県道(二百七十八号) 綾歌綾上綾南線	観音寺市坂本町五丁目一八番四〇地从先から 観音寺市本大町一五八二番一地从先まで
	綾歌郡綾上町山田下東北山六四三番一地从先から 綾歌郡綾南町畑田南原二六七番一地从先まで

二 指定する期日 平成十六年三月二十二日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有

する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

香川県公告第四百十九号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられる香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）（第六十六条の規定により公告する。）

なお、本公告による調達（WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定）平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

1 借入件名及び数量

インターネットシステム機器一式（ソフトウェア、設置、調整及び保守サービスを含む。）

2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十六年七月一日から平成二十年六月三十日まで

4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しないものであること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十六年四月七日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に示した調達物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

5 本公告に示した調達物品に係る迅速な保守サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5並びに仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年四月十五日午後三時までに四の1の場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができる認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部 情報政策課

電話 〇八七 八三二 三三四〇

2 契約の内容を示す場所及び日時

四の1の場所で平成十六年三月十六日から平成十六年三月二十六日（日曜日及び土曜日を除く午前八時三十分から午後五時）まで入札説明書及び仕様書を交付する。

3 郵便又は信書便による入札

可とする。ただし、郵便で書留親展扱いによる送付とし、平成十六年四月二十五日午後五時までに受領したものに限り

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年四月二十六日午後二時 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁

北館三階会計課入札室

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵送する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十六年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は、入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of items to be leased :

One complete Internet system (including software, installation, adjustment, maintenance service.)

2 Date/time for bidding and bid opening :

2:00 p.m., 26 April, 2004

3 Contact : Information Policy Division Policy Planning

Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3140

香川県公告第五十号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川勤労者医療福祉会職員労働組合執行委員長引田和秀から次のとおり争議行為を行う旨、平成十六年三月五日通知があった。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十六年春闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日時

平成十六年三月十八日午前零時以降、要求実現までの間

三 場所

香川勤労者医療福祉会

高松協同病院

高松市木太町七区四六六番地

四 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとする、あらゆる形の争議行為。

ただし、救急患者および入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

香川県公告第百五十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川県医療生活協同組合職員労働組合執行委員長中西律子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十六年三月五日通知があった。

平成十六年三月十六日

一 事件

平成十六年春闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日時

平成十六年三月十八日午前零時以降、要求実現までの間

三 場所

香川医療生活協同組合	高松市栗林町一丁目三二四
高松平和病院	高松市栗林町一丁目四一
善通寺診療所	善通寺市上吉田町六八九
生協みき診療所	木田郡三木町氷上一二二一
生協へいわ歯科	高松市栗林町一丁目三二四
コープ歯科まるがめ	丸亀市川西町北一三五七四
老人保健施設「虹の里」	高松市栗林町一丁目三二四
訪問看護ステーション「ひまわり」	高松市栗林町一丁目八八
訪問看護ステーション「ほがらか」	善通寺市上吉田町六八九
訪問看護ステーション「みき」	木田郡三木町氷上一二二一
老人介護支援センター「ほのぼの」	高松市栗林町一丁目三二四
ヘルパーステーション「虹の里」	高松市栗林町一丁目三二四
ヘルパーステーション「ほがらか」	善通寺市上吉田町六八九

四 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとする、あらゆる形の争議行為。

ただし、救急患者および入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

香川県公告第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、満濃町が土地改良事業（区画整理事業（基盤整備促進事業）光元地区）計画を変更することについて平成十六年三月三日同意した。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真鍋武紀

香川県公告第百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）ワラビ池地区）計画を平成十六年三月九日定めた。

その関係書類を仲南町建設水道課及び財田町事業課において平成十六年三月二十三日から同年四月十二日まで縦覧に供する。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真鍋武紀

香川県公告第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業三野川西地区（第四工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じる土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真鍋武紀

従前の土地の表示

所 在	地番	地目	用途	地 積	特に減する地積
三豊郡三野町大字 下高瀬字中道	一四六九 一	田	田	七八六平方メー トル	七八平方メートル
"	一五一六 一	田	田	一、〇三三平方 メートル	九一平方メートル
"	一五二三 一	田	田	一、三三〇平方 メートル	二〇五平方メー トル
"	一五二八	田	田	一、一三〇平方 メートル	八三平方メートル
"	一五四一 一	田	田	六八五平方メー トル	一七〇平方メー トル
"	一五五二	田	田	四〇六平方メー トル	七二平方メートル
"	一五五五 一	田	田	一、一五八平方 メートル	三八平方メートル
"	一五五七	田	田	四八四平方メー トル	一六平方メートル
三豊郡三野町大字 下高瀬字東浜	一五八三 一	田	田	三六九平方メー トル	一二平方メートル
"	一五八六 一	田	田	六五四平方メー トル	八〇平方メートル
"	一五九二	田	田	一、四九〇平方 メートル	四九平方メートル
"	一五九四	田	田	六七九平方メー トル	六六平方メートル
"	一五九八	田	田	一、六四四平方 メートル	五四平方メートル

"	一六〇〇	田	田	一、〇五三平方 メートル	八八平方メートル
"	一六〇一 一	田	田	四九八平方メー トル	九九平方メートル
"	一六〇六	田	田	一、四〇九平方 メートル	六五平方メートル
"	一六〇七	田	田	七八九平方メー トル	一三三平方メー トル
"	一六〇九 一	田	田	三九七平方メー トル	一四四平方メー トル
"	一六一七	田	田	一、七六二平方 メートル	一〇二平方メー トル
"	一六一八 三	田	田	五四六平方メー トル	一〇二平方メー トル
"	一六四一 二	田	田	四七三平方メー トル	一六平方メートル
"	一六五〇 一	田	田	一、一四五平方 メートル	二七二平方メー トル
"	一六五四	田	田	五〇一平方メー トル	五四平方メートル
"	一六五六 一	田	田	一、〇二二平方 メートル	三四平方メートル
"	一六六二	田	田	一、〇〇五平方 メートル	三三平方メートル
"	一六七七 一	田	田	一三三平方メー トル	四三平方メートル

香川県公告第百五十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する

同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業三野川西地区（第四工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
三豊郡三野町大字下高瀬 字中道	一五二七四	田	田	四・〇三平方メートル
"	一五二八四	"	"	四・三六平方メートル
"	一五二八五	畑	畑	八八平方メートル
"	一五二八二	公衆用 道路	道路	一三平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬 字上新田	一一二六八	田	田	一七平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬 字中道	一五二〇三	"	"	一・九四平方メートル
"	一五二〇四	宅地	宅地	三・九八平方メートル
"	一五四八六	"	"	四・五二平方メートル
"	一五四八七	"	"	二・三五平方メートル
"	一五四八八	"	"	〇・一一平方メートル
"	一五四一二	公衆用 道路	道路	二三平方メートル
"	一五四一三	田	"	三九平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬	一六七一一	公衆用	"	二九平方メートル

字東浜	一五八七四	道路	田	二五平方メートル
"	一五八七五	"	"	二・九三平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬 字中道	一四七八九	"	"	五・四一平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬 字東浜	一六七九二	公衆用 道路	道路	三三平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬 字中道	一五一六二	"	"	九・九一平方メートル
"	一五一九四	"	"	一九平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬 字東浜	一六三三二	池沼	ため池	九八平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬 字中道	一五六六二	公衆用 道路	道路	二三平方メートル
"	一五四四二	"	"	二六平方メートル
"	一五四二二	"	"	三九平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬 字東浜	一六五〇二	"	"	五六平方メートル
"	一六五一二	"	"	五六平方メートル
"	一六六五二	"	"	五六平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬 字中道	一五四三二	"	"	六・六一平方メートル
"	一五三三二	"	"	三九平方メートル
"	一五三一三	"	"	三六平方メートル
三豊郡三野町大字下高瀬 字東浜	一六七八二	"	"	八五平方メートル

香川県公告第百五十六号	一六五七二	〃	〃	二九平方メートル
-------------	-------	---	---	----------

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業三野川西地区（第四工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
三豊郡三野町大字下高 瀬字東浜	一六一五	田	田	一、〇二二平方メートル
〃	一六七一一	〃	〃	一、〇〇〇平方メートル
〃	一六一六	〃	〃	一、一三三平方メートル
〃	一六四九	〃	〃	一、六八八平方メートル
〃	一五八二二	〃	〃	五四四平方メートルのうち 二七二平方メートル
〃	一六一八一	〃	〃	二二二平方メートル
〃	一六一九	畑	畑	二七五平方メートル
〃	一六二七一	田	田	一、七七四平方メートルのうち 五〇〇平方メートル
〃	一五九九	〃	〃	一、四三二平方メートルのうち 二七七平方メートル
〃	一六四七	〃	〃	六一八平方メートルのうち 一九八平方メートル
三豊郡三野町大字下高 瀬字中道	一五五五二	〃	〃	二三平方メートル

〃	一五三〇	〃	〃	一、一三一平方メートルのうち 五〇〇平方メートル
〃	一五五三	〃	〃	一、三一一平方メートルのうち 二〇〇平方メートル
三豊郡三野町大字下高 瀬字東浜	一六〇二	〃	〃	四三二平方メートルのうち 一一平方メートル
〃	一五八三二	〃	〃	一三五平方メートル
〃	一六四一四	〃	〃	五〇〇平方メートル

香川県公告第百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、満濃町から平成十六年三月五日土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）（光元地区））の換地処分をした旨届出があった。

平成十六年三月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年三月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地

自由民主党香川県三豊郡 第一選挙区第二支部	斉藤 勝範	磯崎 久典	三豊郡三野町大字大見甲六 六三六 二
--------------------------	-------	-------	-----------------------

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
うえまつ恵美子後援会	木村 孝徳	木村 博徳	高松市一宮町三二八 一
恵政会	植松恵美子	木村 博徳	高松市一宮町三二八 一
近石みち子後援会	森田 幸吉	松永 始	高松市藤塚町三 一三一 四

香川県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定による政治団体の届出事項の移動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年三月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党飯山支部	主たる事務所 の所在地	綾歌郡飯山町上法軍 寺三九五	綾歌郡飯山町東坂元 二二二二
民主党香川県総支部連合会	代 表 者 の 氏 名	香川 芳文	大西 末広
	代 表 者 の 氏 名	村上 豊	真鍋 光広

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
綾田福雄後援会	代 表 者 の 氏 名	柿原 茂敏	藤澤 浩三

大西末廣を囲む会	代 表 者 の 氏 名	香川 芳文	大西 末廣
----------	----------------	-------	-------

香川県港湾空港政策研究会

香川県市議会保守系議員協 議会	代 表 者 の 氏 名	三笠 輝彦	諏訪 博文
--------------------	----------------	-------	-------

藤本孝雄後援会	主たる事務所 の所在地	高松市瓦町二 七	高松市松福町二 一 二七
---------	----------------	----------	-----------------

藤本孝雄を励ます会	主たる事務所 の所在地	高松市瓦町二 七	高松市松福町二 一 二七
-----------	----------------	----------	-----------------

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	代 表 者 の 氏 名	代 表 者 の 氏 名
石見幸子後援会	大西末廣を囲む会	大西もりじ後援会	大前博後援会
西浦猛を励ます会	峰久てるまさ後援会		

香川県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同法第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年三月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 その他の政治団体

香川県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年三月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
植松恵美子	参議院議員	恵政会	高松市一宮町二二八 一	植松恵美子

香川県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年三月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	
			内 容	内 容
香川 芳文	県議会議員	大西末廣を囲む会	代表者の氏名	
			香川 芳文	新 旧
			大西 末廣	

香川県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年三月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあつた資金管理団体の名称
香川 芳文	県議会議員	大西末廣を囲む会
西浦 猛	琴平町議会議員	西浦猛を励ます会

(参考)
大西末廣を囲む会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は、大西末廣である。